

東京都知事 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第2の5及び第3の2の(1)
の①の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

農業経営継承保証保険支援事業実施要綱（令和2年4月1日付け元経営第3270号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の5及び第3の2の(1)の①の規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを下記のとおり定めたので、通知する。

記

- 1 実施要綱第2の5の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。
人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）2（1）の実質化された人・農地プラン（同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決め等を含む。）
- 2 実施要綱第3の2の(1)の①の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める推定事故率及び推定回収率は、次のとおりとする。

推定事故率	推定回収率
2.2%	19.6%

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

